

日常生活用具についてのお知らせ



令和8年4月1日から、
ストマ用装具付属品の対象を拡大します

今まで対象だった付属品

- ・ 皮膚保護剤
- ・ 凸面はめ込み具
- ・ 皮膚皮膜剤
- ・ 蓄尿用バッグ
- ・ ナプキン
- ・ 固定用ベルト
- ・ サージカルテープ
- ・ 剥離剤
- ・ パウチカバー
- ・ 皮膚保護剤穴あけ専用はさみ
- ・ 消臭剤

新たに対象になる付属品

- ・ 潤滑剤
- ・ 洗浄剤
- ・ 凝固剤
- ・ 入浴関連用品
- ・ ガス抜き用具
- ・ 接続管
- ・ サージカルテープ（包帯式で粘着性のあるものを含む）
- ・ 閉鎖具
- ・ 洗腸用具
- ・ 腹巻（チューブ含む）
- ・ ヘルニアベルト
- ・ ポケットショーツ

（注意事項）

- ・ 給付対象は、令和8年4月給付分からです
- ・ 購入済の商品を、後から給付対象とすることはできません
- ・ お住まいの区の福祉課で、事前に申請してください

手続に関する問合せ先（お住まいの区の福祉課障害福祉係 直通）

中区福祉課 障害福祉係	082-504-2588	安佐南区福祉課 障害福祉係	082-831-4946
東区福祉課 障害福祉係	082-568-7734	安佐北区福祉課 障害福祉係	082-819-0608
南区福祉課 障害福祉係	082-250-4132	安芸区福祉課 障害福祉係	082-821-2816
西区福祉課 障害福祉係	082-294-6346	佐伯区福祉課 障害福祉係	082-943-9769

制度に関する問合せ先

障害自立支援課	082-504-2148
---------	--------------